

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

- 都市計画事業の認可……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)……………四
- 生活保護法による介護機関の指定……………(福祉保健局生活福祉部保護課)……………四
- 知事指定薬物の指定……………(福祉保健局健康安全全部業務課)……………六
- 東京海区における底魚、かつお及びまぐろの採捕の制限……………(海区漁調)……………六
- 東京都議会情報公開条例の施行に関する規程の一部改正……………(議)……………七
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………八
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の……………八

届出……………(同)……………八

- 市街地再開発組合の理事長の住所の変更……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………八
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………八

告示

●東京都告示第千二十五号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき八王子都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
 平成二十九年六月二十一日

- 一 施行者の名称 八王子市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 八王子都市計画道路事業三・四・六種別及び名称 十一号御陵甲の原線
- 三 事業施行期間 平成二十九年六月二十一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 八王子市横川町、清川町及び檜原町各町内 使用の部分 八王子市叶谷町、泉町及び檜原町各町内

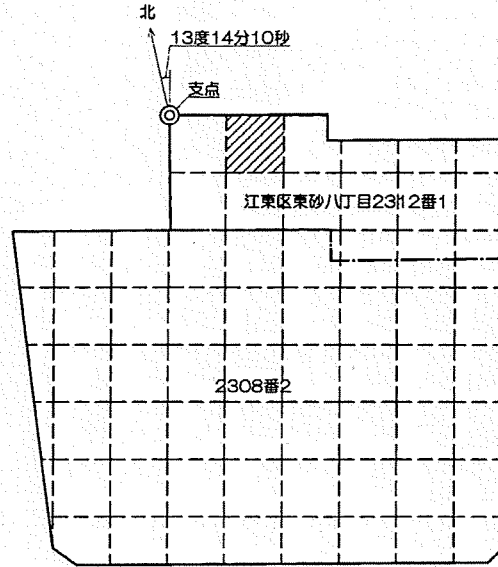
●東京都告示第千二十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしな

ければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
 平成二十九年六月二十一日

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区堀之内一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【支点】
支点は、江東区東砂八丁目2312番1の最北端とする。

【格子の回転角度（13度14分10秒）】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
	敷地境界
	筆境界
	単位区画線
	形質変更時要届出区域

●東京都告示第千二十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年六月二十一日

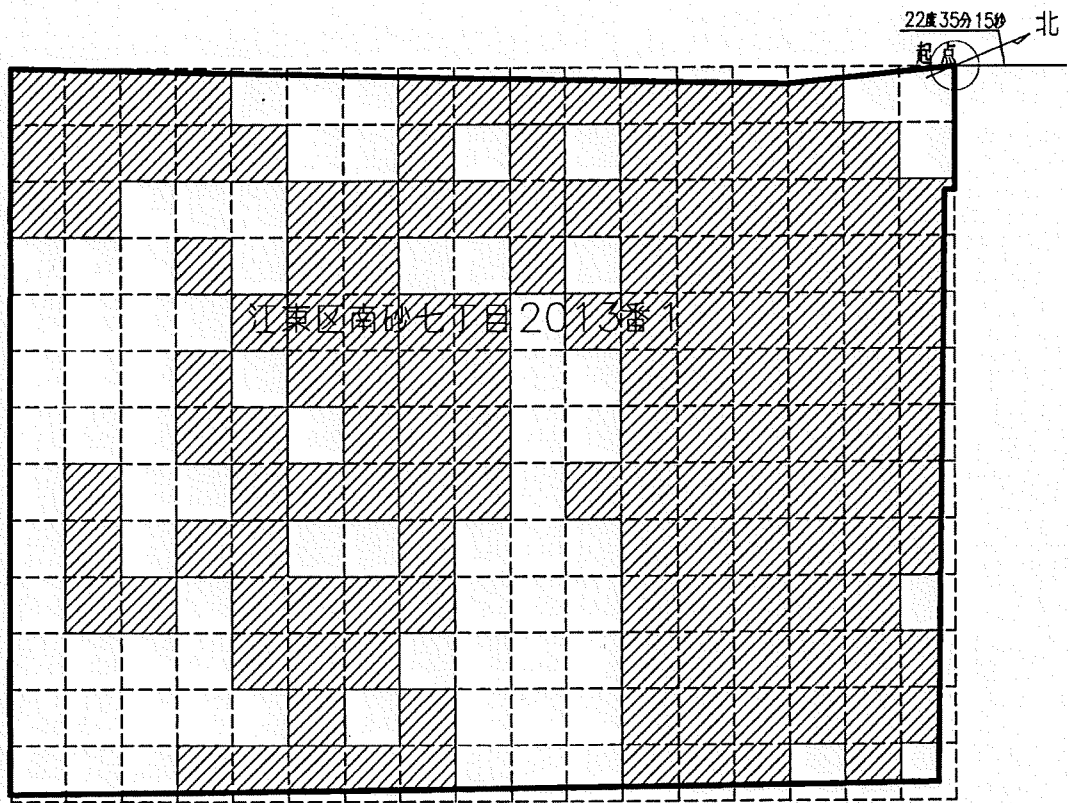
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区南砂七丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



起点
 起点は、江東区南砂七丁目2013番1の最北端とする。

格子の回転角度(22度35分15秒)
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡例
 --- 単位区画
 — 敷地境界
 ▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千二十九号
 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七條第二項の規定により、東京芸能人国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。
 平成二十九年六月二十一日
 東京都知事 小池 百合子

一 変更事項
 組合の地区に係る事項

二 変更内容
 組合の地区に静岡熱海市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日
 平成二十九年五月十七日

●東京都告示第千三十号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)以下「法」という。)第五十四條の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。))第十四條第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五條の三第一号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二條(中国残留邦人等支援法第十四條第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり告示する。